

**「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（案）」
に関する意見募集（パブリックコメント）について**

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和7年4月28日（月）から令和7年5月28日（水）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律における、浚渫活動等に伴って生ずる水底土砂等の排出方法については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海防法施行令」という。）において、海域において排出することができる水底土砂の基準が規定¹されている。

これらの基準値は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」という。）で規定²されており、次の表のとおり改正された（令和7年3月3日公布、同年10月1日施行予定）。

表 カドミウム、トリクロロエチレン、六価クロムの改正後の基準値

	カドミウム [mg/L]	トリクロロエチレン [mg/L]	六価クロム [mg/L]
改正前	0.1	0.3	0.5
改正後	0.03	0.1	0.2

また、判定基準省令に係る有害物質の検定方法は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（以下「環告14号」という。）」で規定されている。

2. 改正の概要

環告14号について、以下の改正を行う。

- カドミウム及び六価クロムについて、既存の検定方法に改正後の判定基準省令の基準値を定量できない方法が規定されていることから、当該方法の改正を行う。
- 日本産業規格 JIS K 0102（工場排水試験方法）が、JIS K 0102（-1, -2, -3,

¹ 海防法施行令では埋立場所等に排出する水底土砂等の排出方法に関する基準も規定されている。

² 埋立場所等に排出する水底土砂及び海域において排出することができる水底土砂の基準（溶出量試験）が規定されている。

-4, -5) 工業用水・工場排水試験方法として、新たに5部編成の規格群として分冊化されたことに伴い、規格番号の変更等の分冊化後の新 JIS K0102 群への対応を行う。

- 「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」及び「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」等の改正に伴う対応並びにその他所要の改正を行う。

3. 意見募集の対象

【別紙】告示改正案（新旧対照表）

4. 意見募集要領

(1) 募集期間

令和7年4月28日（月）から同年5月28日（水）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

(2) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（案）に関する意見」

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

<注意事項>

- ・ 意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・ 電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省水・大気環境局海洋環境課 宛て

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 (e-Gov) <https://www.e-gov.go.jp/index.html>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（案）に関する意見募集』関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（2）②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

(5) 問合せ先

環境省水・大気環境局海洋環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5521-9023

電子メール：KAIYOU02@env.go.jp